

## 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

## 理 由

上告代理人宮川博史の上告理由について

【要旨】非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた民法900条4号ただし書前段の規定が憲法14条1項に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところである（最高裁平成3年（ク）第143号同7年7月5日大法廷決定・民集49巻7号1789頁）。憲法14条1項違反をいう論旨は、採用することができない。

その余の論旨は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官泉徳治、同才口千晴の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官島田仁郎の補足意見がある。

裁判官島田仁郎の補足意見は、次のとおりである。

民法900条4号ただし書前段の規定が憲法14条1項に違反するかどうかについての私の見解は、最高裁平成14年（オ）第1963号同15年3月31日第一小法廷判決・裁判集民事第209号397頁において私の補足意見として述べたとおりであるから、これを引用する。

裁判官泉徳治の反対意見は、次のとおりである。

私は、民法900条4号ただし書前段の規定は、憲法14条1項に違反して無効であり、原判決は破棄すべきであると考えます。その理由は、最高裁平成14年（オ）

第1963号同15年3月31日第一小法廷判決・裁判集民事第209号397頁における私の反対意見の中で述べたとおりである。

裁判官才口千晴の反対意見は、次のとおりである。

私は、民法900条4号ただし書前段の規定（以下「本件規定」という。）が、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めていることは、以下の理由により、憲法14条1項に違反し、無効であると考えてるので、多数意見に賛同することができない。

憲法13条、14条1項は、個人の尊厳と法の下での平等を規定し、また、憲法24条2項は、相続に関する法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない旨を規定している。このような憲法の規定に照らすと、憲法は、相続に関する法制度としては、子である以上、男女長幼の別なく、均等に財産を相続することを要求しているものというべきであり、子の社会的身分等を理由として、その法的取扱いに区別を設けることは、十分な合理的根拠が存しない限り許されないと解するのが相当である。

非嫡出子であることは、自分の意思ではどうにもならない出生により取得する社会的身分である。嫡出子と非嫡出子とを区別し、非嫡出子であることを理由にその相続分を嫡出子のその2分の1とすることは、その立法目的が、法律婚の尊重、保護という、それ自体正当なものであるとしても、その目的を実現するための手段として、上記の区別を設けること及び上記数値による区別の大きさについては、十分な合理的根拠が存するものとはいえない。したがって、本件規定は、人を出生によって取得する社会的身分により、合理的な理由もないのに、経済的又は社会的関係において差別するものといわざるを得ず、憲法14条1項に違反するものというべきである。

また、多数意見が引用する大法廷決定後、既に9年以上が経過し、その間、男女

の結婚観等も大きく変わり、非嫡出子が増加傾向にあるなど、立法当時に存した本件規定による相続差別を正当化する理由となった社会事情や国民感情などは、大きく変動しており、現時点では、もはや失われたのではないかとすら思われる状況に至っていることは、前掲第一小法廷判決中の島田仁郎裁判官の補足意見及び深澤武久裁判官の反対意見で述べられているとおりである。このような状況に照らすと、非嫡出子が被る個人の尊厳や法の下での平等にかかわる不利益は、憲法の基本原理に則り、できる限り早い時期に法律の改正によって救済すべきであるが、それを待つまでもなく、司法においても救済する必要がある。

以上の理由により、私は、本件規定は憲法14条1項に違反して無効であり、原判決は破棄すべきものとする。

(裁判長裁判官 島田仁郎 裁判官 横尾和子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 泉徳治 裁判官 才口千晴)